

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導に係るQ & A (令和8年5月1日)

No.	サービス種類等	報酬・基準	区分	質問	回答案
1	訪問介護	基準	業務継続計画	資料「業務継続計画（BCP）について」の「2 業務継続計画に関する研修及び訓練」について ・年1回以上とは 感染の研修+訓練で1回と考えて良いでしょうか それとも、感染と災害でそれぞれ1回ずつ行うことを言うのでしょうか ・年2回以上とは 感染の研修+訓練を2回、災害の研修+訓練を2回、計4回BCP訓練及び訓練を実施する必要があるのでしょうか ・感染の研修+訓練を1回、災害の研修+訓練で1回、計2回として考えて良いのでしょうか	業務継続計画（BCP）に係る研修及び訓練の回数につきましては、次のとおりとなります。 「研修」と「訓練」はそれぞれに、サービスごとの所定の回数（年1回又は2回以上）実施する必要があります。 また、業務継続計画の研修又は訓練として実施されていれば、必ずしも「感染症」と「非常災害」について分けて実施する必要はありませんが、計画の実効性を担保するためにも、極力両方について研修及び訓練を実施してください。 サービスごとの所定の回数につきましては、集団指導資料「（共通）01_業務継続計画（BCP）」2ページを御確認ください。
2	認知症対応型通所介護	基準	アセスメント	通所介護の指導事例の「(2)利用者の状況把握」で、居宅のアセスメントだけではなく、通所の事業所として利用者のアセスメントを実施し記録を残してくださいとの説明がありました。 新規の利用者の受け入れの際に、居宅の事業者から情報を頂き、それに基づいて確認を行っていますが、その際に事業所としてアセスメントの記録を残す必要があるととらえてよろしいですか、又そのアセスメントの記録を居宅の事業所と共有する必要はあるのでしょうか。	認知症対応型通所介護に係る利用者の状況を確認（アセスメント）については、基準条例において「事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならぬ。」と規定されていることから、居宅介護支援事業所からの情報提供のみによらず、事業所においてアセスメントを行い、把握した内容を記録してください。 なお、事業所におけるアセスメントについては、当該事業所におけるサービス計画の策定等のための把握であることから、必ずしも居宅介護支援事業所と共有する必要はありませんが、利用者の状態が変化したことにより、居宅サービス計画の変更や利用者への支援に資する場合は、必要に応じ情報提供をしてください。
3	認知症対応型通所介護	基準	研修	資料「スポットワークによる従業者配置時の留意点」について 1 スポットワークは制度上1日限りの雇用となるが当日で雇用契約が終了するため、退職として通り扱うのか。 2 新規採用時必須研修は過去採用の人員であっても毎回必要か。 (例) 同一人物 4月1日 9:00~15:00 スポット勤務 ※採用時必須研修実施 4月2日 雇用なし 4月3日 9:00~15:00 スポット勤務 ※採用時必須研修の実施は必要か	同一のスポットワークによる従業者を、当該事業所において断続的に雇用する場合の新規採用時の研修につきましては、当初の採用時に実施することで足りるものとします。

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導に係るQ&A（令和8年5月1日）

No.	サービス種類等	報酬・基準	区分	質問	回答案
4	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	その他	事故報告	<p>資料「事故等発生状況報告書の提出の徹底及び事故発生（再発）防止策について」 「報告期限(2)その他の事故等（取扱要領3②）」 事故等発生後又は発覚後5日以内に・・・提出してください。について</p> <p>Q・昨年度は、30日以内という認識で、報告していたが、提出期限が5日以内という変更で間違いないかどうか。 ・取扱要領3(2)に該当する事故報告は、一定数あるが、施設内での提出の遅れや連休等にて5日に間に合わない場合について、都度、遅延報告書の添付が必要かどうか。 当方としては、重大な事故等は5日以内の提出に理解するが、その他については、日数にある程度の猶予を持たせていただきたい。と考える。</p>	<p>令和6年4月1日付の「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」の改正に伴い、厚生労働省の「介護保険施設等における事故の報告様式等について」において「事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。」とされていることを踏まえ、全ての事故について、事故等発生後又は発覚後5日以内に、事故等発生状況報告書を提出することと改めたところです。 また、取扱要領3(1)に該当する事故（重大な事故）につきましては、直ちに口頭等により報告した上で、5日以内に事故等発生状況報告書を提出してください。 なお、提出が遅れた場合につきまして、遅延理由書等の提出は求めておりませんが、期日内に提出されますよう努めてください。</p>
5	居宅介護支援	その他	暫定プラン	<p>「旭川市における暫定プランの取り扱いについて」への質問です。</p> <p>3ページ目、(2)想定していた要介護度等と認定結果が異なった場合 ①㊦（例）で、要介護3と見込んで暫定プランを作成⇒要介護2となった場合、サービス内容や利用回数を変更しない場合に一連業務を省略できるとあるが、</p> <p>例えば、暫定プラン作成時に行うサービス担当者会議で目標やサービス内容に変更はないが、要介護2であった場合は利用回数のみ調整を行う話し合いを行っていた場合も一連の業務を行わなくてはならないのでしょうか。</p> <p>例）暫定プラン作成時のサービス担当者会議で、暫定プラン要介護3で作成したが、要介護3なら週3回利用、方が一要介護2なら週2回利用で限度額が超過しないよう調整をしましょうと話合っていた。目標やサービス内容は変わらない。</p>	<p>厚生労働省の居宅サービス計画書標準様式及び記載要領において、利用者の生活全般の解決すべき課題（ニーズ）の中で、解決していかなければならない課題の優先順位を見立て、そこから目標を立て、（中略）目標達成に向けた取り組みの内容やサービスの種別・頻度や期間を設定するとされており、状況が変わらない同一利用者に対して、あらかじめ複数の居宅サービス計画書が作成されることは想定しがたいと考えます。 なお、令和7年8月8日付け旭長社第441号「ケアプランの軽微な変更の考え方について」において、次のとおりお知らせしております。 サービス提供の回数変更は、基本的に利用者の状態の変化や目標を達成するためのサービス提供の内容の見直しによるものが想定されることから、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があります。 ただし、サービス提供の回数変更、再アセスメント、課題の分析、目標の再設定及びサービスの提供の変更の必要性を伴わない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられます。</p>